

プライバシーマーク付与適格性審査基準・新旧対照表（平成30年7月17日付で改訂した内容について）

ページ	項番	該当箇所	新	旧
13	A.3.4.2.3 (要配慮個人情報)	審査項目2 審査項目	<u>要配慮個人情報</u> を取得、利用する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときは、以下の場合に限定していること。 a)法令に基づく場合 (以下略)	<u>要配慮個人情報</u> を取得、利用又は提供並びに <u>要配慮個人情報のデータ</u> を提供する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときは、以下の場合に限定していること。 a)法令に基づく場合 (以下略)
14	A.3.4.2.3 (要配慮個人情報)	審査項目3 審査項目	<u>要配慮個人情報</u> を提供する際、書面による本人の同意を得ることを要しないときは、 <u>A.3.4.2.3のただし書き a)～d)の場合に限定していること</u>	—
14	A.3.4.2.3 (要配慮個人情報)	留意事項	● <u>審査項目2. 及び審査項目3. は</u> 、「個人情報の特定に関する記録 (A.3.5.3 a))」としての台帳 (A.3.3.1) により、台帳に記載されているが書面による本人の同意の取得が行われていない要配慮個人情報の有無を確認する。確認の結果、本人の同意の取得を行っていない場合は、本人の同意を得ずに取得した要配慮個人情報がA.3.4.2.3のただし書きに該当することを確認する。	● <u>審査項目2. は</u> 、「個人情報の特定に関する記録 (A.3.5.3 a))」としての台帳 (A.3.3.1) により、台帳に記載されているが書面による本人の同意の取得が行われていない要配慮個人情報の有無を確認する。確認の結果、本人の同意の取得を行っていない場合は、本人の同意を得ずに取得した要配慮個人情報がA.3.4.2.3のただし書きに該当することを確認する。
25	A.3.4.3.1 (正確性の確保)	審査項目2	利用する必要がなくなった個人データ <u>の消去を含む管理を、規定に基づいて適切に行っていること。</u>	利用する必要がなくなった個人データ <u>を消去していること。</u>